

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

11:30

様式0-1 (1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第23441報)

2022年4月11日 11時29分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 大野 公輔

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所 (注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要 (注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 本日10時56分頃、FタンクエリアのJ1, J3, J6タンクから水が漏えい(滴下)していることを福島県職員が発見しました。</p> <p>状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発見時刻 10時56分頃</li> <li>・発生場所(設備名称) Fタンクエリア</li> <li>・漏えい箇所 ①J1タンクフランジ部 ②J3タンクフランジ部 ③J6タンク下部</li> <li>・発見者 福島県職員</li> <li>・漏えい範囲 ①約15cm×15cm×深さ1mm ②約20cm×20cm×深さ1mm ③にじみ</li> <li>・漏えい継続の有無 ①120秒に1滴程度 ②10秒に1滴程度 ③確認中</li> <li>・外部への影響 漏えいした水は堰内に留まっている</li> </ul> <p>なお、Fタンクエリアのタンクは、5・6号機の滞留水を貯留しています。現在、現場状況を確認しており、状況が分かり次第お知らせします。</p> <p>【公表区分：C】 ※添付の有り・無し</p>
その他の事項の対応 (注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事象該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

証 Rev.1  
\* 正 J4  
誤 J1

Rev.1 発信日時  
2022年4月11日 11時45分  
様式0-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第23441報)

2022年4月11日 11時29分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 大野 公輔

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所 (注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要 (注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 本日10時56分頃、Fタンクエリアの手前、J3, J6タンクから水が漏えい(滴下)していることを福島県職員が発見しました。</p> <p>状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発見時刻 10時56分頃</li> <li>発生場所(設備名称) Fタンクエリア</li> <li>漏えい箇所             <ul style="list-style-type: none"> <li>① J4タンクフランジ部</li> <li>② J3タンクフランジ部</li> <li>③ J6タンク下部</li> </ul> </li> <li>発見者 福島県職員</li> <li>漏えい範囲             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 約15cm×15cm×深さ1mm</li> <li>② 約20cm×20cm×深さ1mm</li> <li>③ にじみ</li> </ul> </li> <li>漏えい継続の有無             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 120秒に1滴程度</li> <li>② 10秒に1滴程度</li> <li>③ 確認中</li> </ul> </li> <li>外部への影響 漏えいした水は堰内に留まっている</li> </ul> <p>なお、Fタンクエリアのタンクは、5・6号機の滞留水を貯留しています。現在、現場状況を確認しており、状況が分かり次第お知らせします。</p> <p>【公差区分：C】 ※添付の有り・無し</p>
その他の事項の対応 (注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

13:13

様式0-1 (1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第23442報)

2022年 4月 11日 13時 07分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 大野 公輔

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所 (注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項口)
発生事象と対応の概要 (注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 第23441報でお知らせした、FタンクエリアのJ3、J4、J6タンク漏えいについて、その後の状況をお知らせします。</p> <p>当社社員が現場を確認したところ、新たにI2、I3タンクから水が漏えい(滴下)していることを確認しました。</p> <p>状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生場所 Fタンクエリア</li> <li>・漏えい箇所 ①I2タンクフランジ部 ②I3タンクフランジ部</li> <li>・発見者 当社社員</li> <li>・漏えい範囲 ①タンク下部床面にじみ ②タンク下部床面にじみ</li> <li>・漏えい継続の有無 ①10秒に1滴程度 ②30秒に1滴程度</li> </ul> <p>またJ3、J4、J6、I2、I3タンクの漏えい水のスミア測定を実施した結果、それぞれバックグラウンドと同等であることを確認いたしました。 漏えい水は堰内に留まっており、外部への影響はありません。</p> <p>【公表区分：C統】</p> <p>※添付の有り・無し</p>
その他の事項の対応 (注3)	なし

備考. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

様式0-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第23443報)

2022年 4月 11日 15時05分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 大野 公輔  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記の通りお知らせいたします。
発生事象と対応の概要(注2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント関連パラメータ [4月11日11時00分現在]</li> <li>・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 4月10日]</li> <li>・構内排水路 分析結果 [採取日 4月10日]</li> <li>・海水分析結果&lt;港内、放水口付近&gt; [採取日 2月28日、4月10日]</li> <li>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</li> <li>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</li> <li>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</li> </ul> <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクJの当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、4月12日に排水を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</li> <li>・サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 4月7日]</li> </ul> <p>【公安区分：その他】</p> <p>※添付の(有り)・無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2022年4月11日 11:00現在

【監視範囲】  
色付欄については、旧機やその他の事業進展の影響を受けて、旧機の使用履歴を併せて  
追加しているものもあり、正しく測定されてはいない可能性のある計測値も存在している。  
アラートの発生を把握するために、このように計測値の不確かさも併記している。監視  
の経緯等から得られる情報を参照して誤化の箇所にも留意してはる的に判断している。

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 2.4 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.5 m <sup>3</sup> /h (4/11 11:00 現在)	給水系: 1.8 m <sup>3</sup> /h CS系: 0.0 m <sup>3</sup> /h (4/11 11:00 現在)	給水系: 1.7 m <sup>3</sup> /h CS系: 0.0 m <sup>3</sup> /h (4/11 11:00 現在)	
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD. (TE-263-69L1): 14.4 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 13.8 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 13.9 °C (4/11 11:00 現在)	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 21.8 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 25.5 °C (4/11 11:00 現在)	スカーション上部温度 (TE-2-3-69F1): 20.7 °C RPV上部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 18.5 °C (4/11 11:00 現在)	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 13.8 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 13.9 °C (4/11 11:00 現在)	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 22.1 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114G#1): 22.2 °C (4/11 11:00 現在)	格納容器空気循環機入り空気温度 (TE-16-114A): 20.4 °C 格納容器空気循環機空気温度 (TE-16-114F#1): 18.3 °C (4/11 11:00 現在)	
原子炉格納容器 圧力	0.23 kPa <sub>g</sub> (4/11 11:00 現在)	3.73 kPa <sub>g</sub> (4/11 11:00 現在)	0.45 kPa <sub>g</sub> (4/11 11:00 現在)	
蒸気封入流量 ※3	RPV (RVH+A): - Nm <sup>3</sup> /h (RVH+B): 15.38 Nm <sup>3</sup> /h (JP-A): 14.06 Nm <sup>3</sup> /h (JP-B): - Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h (4/11 11:00 現在) ※4	RPV-A: 6.54 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 6.55 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h (4/11 11:00 現在) ※4	RPV-A: 8.38 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 8.64 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h (4/11 11:00 現在) ※4	
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	20.7 m <sup>3</sup> /h (4/11 11:00 現在)	16.91 Nm <sup>3</sup> /h (4/11 11:00 現在)	19.92 Nm <sup>3</sup> /h (4/11 11:00 現在)	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol% (4/11 11:00 現在)	A系: 0.07 vol% B系: 0.08 vol% (4/11 11:00 現在)	A系: 0.12 vol% B系: 0.11 vol% (4/11 11:00 現在)	
原子炉格納容器 放射能濃度 Ox135J ※2	A系: 指示値 7.59E-04 検出限界値 3.37E-04 B系: 指示値 7.76E-04 検出限界値 3.25E-04 (4/11 11:00 現在)	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.3E-01 B系: 指示値 ND 検出限界値 1.3E-01 (4/11 11:00 現在)	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 B系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 (4/11 11:00 現在)	
使用済燃料プール 水温度	21.1 °C (4/11 11:00 現在)	20.9 °C (4/11 11:00 現在)	- °C ※5 (4/11 11:00 現在)	※5 (4/11 11:00 現在)
FPC 注水-リッパ 水位	4.25 m (4/11 11:00 現在)	3.63 m (4/11 11:00 現在)	- m ※6 (4/11 11:00 現在)	※6 (4/11 11:00 現在)

【注】  
※1: 格納容器内の水素濃度はDOXで測定する。(水素濃度が極めて低い場合は、計測器よりリッパ注水指示される場合は除外)  
※2: 放射能濃度は格納容器内の放射能濃度を測定する。  
※3: 格納容器内の水素濃度はDOXで測定する。原子炉格納容器内の水素濃度はDOX(1.3E)を基準とする。  
※4: 格納容器内の水素濃度はDOXで測定する。原子炉格納容器内の水素濃度はDOX(1.3E)を基準とする。  
※5: 格納容器内の水素濃度はDOXで測定する。原子炉格納容器内の水素濃度はDOX(1.3E)を基準とする。  
※6: 格納容器内の水素濃度はDOXで測定する。原子炉格納容器内の水素濃度はDOX(1.3E)を基準とする。

2/7

3/7

2022年4月11日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所推進カンパニー

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (Y)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2022/04/10 07:50	< 5.0E+00	< 4.4E+00	< 6.0E+00
プロセス主建屋北東	2022/04/10 07:25	< 4.4E+00	< 4.1E+00	< 4.6E+00
プロセス主建屋南東	2022/04/10 07:20	< 5.1E+00	< 3.6E+00	< 4.3E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2022/04/10 07:35	< 3.6E+00	< 4.1E+00	< 4.8E+00
サイトハンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2022/04/10 07:39	< 4.5E+00	< 3.7E+00	2.3E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2022/04/10 07:45	< 4.6E+00	< 4.3E+00	< 5.4E+00
サイトハンカ建屋南東	2022/04/10 07:30	< 3.6E+00	< 5.0E+00	< 3.9E+00

・検査毎の半減期：I-131(約8日)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)  
 ・不等号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。  
 ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。  
 ・0.0E±0とは、0.0×10<sup>±0</sup>であることを意味する。  
 (例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31、3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1、3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。  
 ・サイトハンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

4/7

2022年4月11日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2022/04/10 07:30	4.2E+00	< 5.6E-01	2.7E+00
物置場排水路	2022/04/10 07:35	< 2.9E+00	< 6.3E-01	< 8.4E-01
K排水路	2022/04/10 06:00	< 2.9E+00	< 4.9E-01	3.1E+00
BC排水路	2022/04/10 06:00	< 2.9E+00	< 4.7E-01	< 5.8E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

・核種毎の半減期：Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)  
 ・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。  
 ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。  
 ・O.OE±Oとは、 $O.O \times 10^{±O}$ であることを意味する。  
 ・(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31、3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1、3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。  
 ・採取当日の降雨量は0 mm  
 ・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。  
 ※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

5/9

2022年4月11日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

海水分析結果<港湾内、放水口付近> (全β・H-3・Sr・Y)

品名	採取日時	分析項目				
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機取水口北側 (T-1)	2022/02/28 08:40	1.1E+01	< 9.5E-01	—	< 5.2E-01	< 6.9E-01
1F 物集場前	2022/02/28 07:38	< 1.3E+01	< 1.6E+00	< 7.7E-03	< 5.0E-01	< 5.2E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東送管北側)	2022/02/28 07:30	< 1.3E+01	2.6E+00	< 8.8E-02	< 5.6E-01	6.5E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (海水堤前)	2022/02/28 07:36	< 1.3E+01	2.5E+01	2.0E-01	< 4.0E-01	3.8E+00
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2022/02/28 07:50	1.1E+01	< 9.5E-01	—	< 6.3E-01	< 8.4E-01
1F 港灣口 (T-0)	2022/02/28 06:32	< 1.3E+01	< 1.6E+00	< 4.0E-03	< 4.4E-01	< 4.3E-01
1F 港灣中央	2022/02/28 06:39	< 1.3E+01	< 1.6E+00	< 8.7E-02	< 4.4E-01	< 5.6E-01
1F 港灣内北側	2022/02/28 06:43	< 1.3E+01	< 1.7E+00	< 3.5E-03	< 2.9E-01	< 3.0E-01
告示値限度 <sup>※1</sup>			6.0E+04	3.0E+01	6.0E+01	9.0E+01
WHO飲料水質ガイドライン			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	1.0E+01

検査日の半減期: H-3(約12年), Sr-90(約29年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)  
 ※不符号 (<: 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。  
 ※測定対象外および採取中止の項目は「-」と表す。  
 ※O.E.Oとは、 $0.0 \times 10^0$ であることを意味する。  
 ※例)  $3.1E+01$ は  $3.1 \times 10^1$  で、 $3.1E+00$ は  $3.1 \times 10^0$  で、 $3.1E-01$ は  $3.1 \times 10^{-1}$  で、 $0.31$  と表す。  
 ※検出限界未満は、シフトフェンス開閉を行った日は開閉実施直後にもサンプリングを実施。  
 ※Sr-90以外は班にお知らせ済み。

※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び汚染防止設備の取組に關する規則に定める告示値限度  
 (別添第一第六編：周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度) 下表では、Bq/Lの表記をBq/Lに換算した値を記載)  
 ※放射性物質の安全確保ができないため、採取地点を「1~4号機取水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。



2022年4月11日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

6/7

## 海水分析結果&lt;港湾内, 放水口付近&gt; (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2022/04/10 08:31	—	< 6.7E+01	< 8.1E-01
1F 6号機取水口前	2022/04/10 08:22	< 1.2E+01	< 4.4E-01	< 6.5E-01
1F 物揚場前	2022/04/10 07:40	1.5E+01	< 4.8E-01	< 5.1E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2022/04/10 07:50	2.0E+01	< 6.2E-01	2.0E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (透水壁前)	2022/04/10 07:55	< 1.2E+01	< 3.5E-01	3.3E+00
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2022/04/10 06:33	1.1E+01	< 5.8E-01	< 7.0E-01
1F 港湾口 (T-0)	2022/04/10 06:28	< 1.2E+01	< 6.1E-01	< 4.9E-01
1F 港湾中央	2022/04/10 06:24	< 1.2E+01	< 4.7E-01	6.1E-01
1F 港湾内東側	2022/04/10 06:26	< 1.2E+01	< 2.1E-01	< 3.2E-01
1F 港湾内西側	2022/04/10 06:22	1.3E+01	< 2.5E-01	5.1E-01
1F 港湾内北側	2022/04/10 06:20	1.9E+01	< 3.0E-01	< 2.5E-01
1F 港湾内南側	2022/04/10 06:30	< 1.2E+01	< 3.1E-01	< 3.4E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
告示濃度限度 <sup>※1</sup>			6.0E+01	9.0E+01
WHO飲料水水質ガイドライン			1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期: Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<: 小なり) は, 検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは, 〇.〇×10<sup>±〇</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・物揚場前は, シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄: 周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では, Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

※試料採取作業の安全確保ができないため, 採取地点を1~4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

2022年4月11日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m <sup>3</sup> )	分析機関	分析項目				
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他 γ核種
一時貯水タンク (サブドレン)	2022/04/07 07:13	440	東京電力	< 2.0E+00	9.1E+02	< 6.3E-01	< 5.4E-01	検出なし
			東北核化環境保全 (株)	< 3.7E-01	9.8E+02	< 6.6E-01	< 7.7E-01	検出なし
運用目標				3.0E+00 (1.0E+00) <sup>※1</sup>	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されないこと <sup>※2</sup>
WHO飲料水質ガイドライン					6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01	
告示濃度限度 <sup>※3</sup>					1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	

核種の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

不等号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

0.0E±0とは、0.0×10<sup>±0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134, Cs-137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと (天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

7/7

15:51

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

様式0-1(1/2) 11  
(第23444報)

応急措置の概要 (原子炉施設)

2022年 4月11日 15時45分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 大野 公輔  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第2.1条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要) 第23441報他でお知らせした、FタンクエリアのJ3、J4、J6、I2、I3タンク漏えいについて、その後の状況をお知らせします。  J3、J4、I2、I3タンクの滴下に対し養生および受けの設置を完了しました。 なお、J6タンクにおいて漏えい箇所を確認できませんでしたが、拭き取りを完了しています。今後、経過観察していきます。  【公表区分：C統】
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有り(無し)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

17:06

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第23445報)

2022年 4月 11日 17時00分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 大野 公輔

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要)  第23438報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクHに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。  ・排水開始 : 10時05分 ・排水終了 : 15時02分 ・排水量 : 739m <sup>3</sup>  排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。  【公表区分: E】  ※添付の有リ (無し)
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。